

様式第1号（第9条関係）

学習者用端末等貸付物品借用証

令和 年 月 日

下関商業高等学校長 様

借受人

(生徒)

住所

氏名

(保護者)

住所

氏名

令和 年 月 日、下記の物品を借り受けました。

なお、利用にあたっては、裏面の貸付条件及び学習者用端末利用規約を遵守します。

記

| | |
|------|--------------------|
| 借用物品 | 学習者用端末本体、キーボード |
| | 電源ケーブル |
| | フィルム、カバー |
| 借料の額 | 無償 |
| 借受期間 | 令和 年 月 日 ～ 校長の定める日 |

貸付条件

1. 利用者は、その貸付けを受けた時から貸付物品について保管管理などの義務を負うものとする。
2. 貸付物品の利用にあたっては、利用者は次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 貸付物品を、他者に使用させ、又は転貸すること。
 - (2) 貸付物品を、売却、廃棄又は故意に破損または汚損すること。
 - (3) 貸付物品を、分解・改造を行うこと。
 - (4) 貸付物品を、学習活動以外に使用すること。
 - (5) 貸付物品を利用し、他者に対して被害や悪影響を与えること。
 - (6) 校長が別に定める学習者用端末利用規約等に反する行為を行うこと。
 - (7) その他、本貸付規程に反すること。
3. 利用者は、校長から貸付物品の管理運営にあたり必要な指示があった場合は、その指示に従うものとする。
4. 家庭における学習者用端末の充電に係る経費は、利用者の負担とする。
5. 利用者は、貸付物品を亡失したとき又は貸付物品が損傷したときは、直ちに貸付物品亡失・損傷届（様式第3号）を校長に提出しなければならない。
6. 利用者の故意又は重大な過失により、貸付物品を亡失したり損傷を及ぼしたりした場合には、修繕費等の原状に復旧する費用は、利用者の負担とする。
7. 利用者は、貸付物品の使用にあたり、利用者の責に帰すべき理由により学校又は第三者に損害が生じた場合には、利用者はその損害を賠償する責任を負う。
8. 学校が意図しない貸付物品の利用により利用者が受けた損害に対して、一切の責任を負わないものとする。
9. 利用者が休学又は留学等により長期に登校しないこととなった場合は、貸付決定を取り消す場合がある。この場合において、利用者は校長が別途定める日までに貸付物品を返却しなければならない。
10. 利用者は、校長が別に定める貸付期間終了日までに、貸付物品を返却しなければならない。
11. 貸付期間中であっても、学校の管理運営において特別な事情が生じたときは、貸付けを中止することがある。
12. 利用者には、占有権等の一切の権利の帰属はないものとする。
13. 利用者の親権者又は未成年後見人は、本貸付規程に基づき、利用者が負担する一切の債務について連帯して保証することとする。
14. その他、学習者用端末等の利用に際しては、校長の指示に従うものとする。